

地区まちづくり計画

◆自分たちのまち(地区)についての自主的なルールを提案できます◆

○ 地区まちづくり計画とは？

地区の住民等により構成される協議会が地区（3,000㎡以上の一団の土地）の特性を活かしたまちづくりを進めることを目的として作成した計画を、市が審査基準に基づき認定したものをいいます。

○ 誰が計画を申請できるの？

地区まちづくり協議会が申請できます。地区まちづくり協議会の認定を受けるためには、次の要件があります。

◆地区まちづくり協議会の認定要件◆

- ・活動の目的や計画、計画の区域等が明確である
- ・5人以上の地区住民を含んでいる
- ・会則、規約等及び代表者などの役員が定められている
- ・地区住民等が協議会の活動に参加する機会があるなど

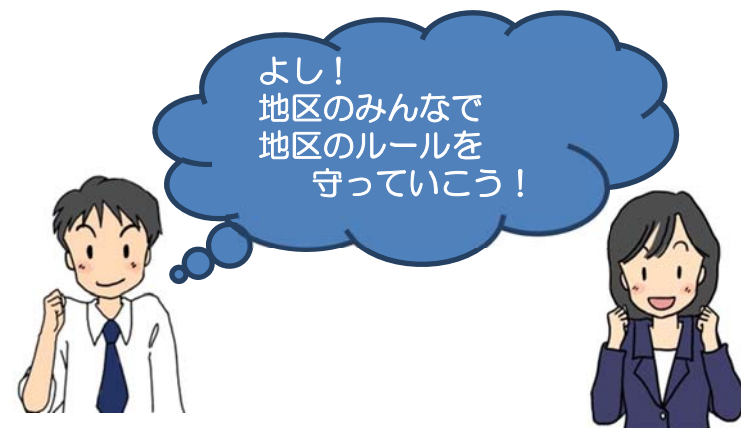
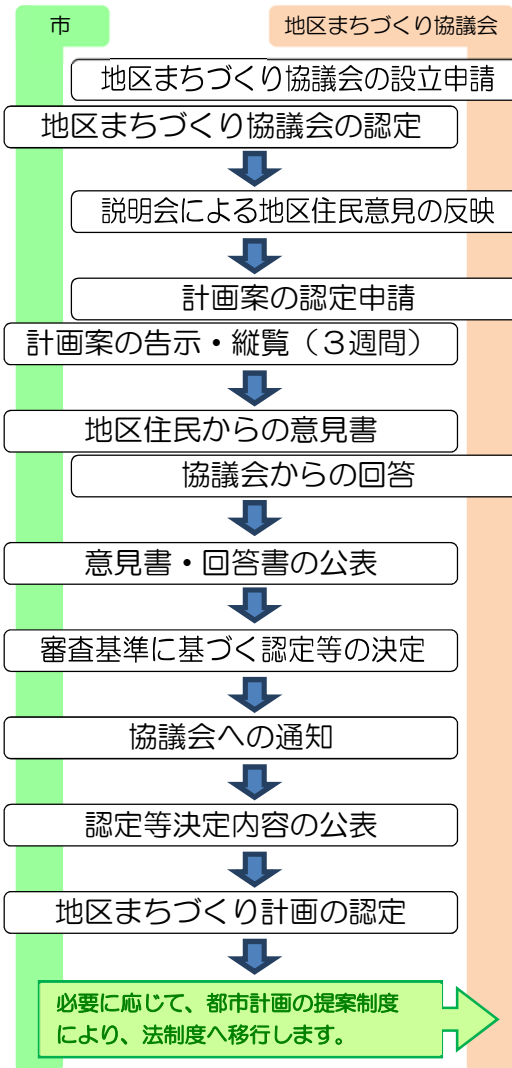
○ 計画が認定されるとどうなるの？

認定後は協議会が主体となり地区の共有ルールとして守っていきます。また、認定された地区まちづくり計画とその区域などは、市のホームページに掲載するなど、周知・公表を行います。

○ 地区計画との違いは？

地区まちづくり計画は強制することが目的ではなく、定められたルールを自主的に守っていくものです。より実効性があるものとするためには、地区計画や建築協定などの制度を活用する必要があります。

○ 手続の流れ



◆地区まちづくり計画では地区のルールとして様々な内容を定めることができます◆

○ 地区まちづくり計画の認定要件は？

- ・対象となる区域の住民の1/2以上の同意が得られていること
- ・3,000㎡以上の面積を有する区域であること
- ・土地利用、建築行為、景観形成等の方針を定めたものであること など

○ 地区まちづくり計画で決めること・決められることは？

1) 必須事項

地区まちづくり計画の名称、位置及び区域、目標及び方針

2) 地区のルールとして定められること

- ・建物の用途（例：工場の立地制限など）
- ・建物の規模（建ぺい率・容積率）
- ・建物の高さ
- ・敷地面積の規模（最低面積）
- ・塀の構造（例：ブロック塀の禁止など）
- ・外壁の色彩の制限
- ・壁面の位置の制限
- ・宅地の盛土の制限 など

地区計画で定められること

- ・建物の構造
- ・階数
- ・材料
- ・屋根の形状
- ・配管の隠蔽 など

建築協定で定められること

- ・玄関灯の設置、消灯時間
- ・緑化率（緑化の面積割合）
- ・剪定回数
- ・商店の営業時間 など

地区計画や建築協定で定められる項目の他に、生活環境に関する項目など、地区が目指す多様なまちづくり目標に合ったルールを定めることができます。

○ 地区まちづくり活動に対する支援制度の内容は？

■ 地区まちづくり協議会に対し、活動に関わる経費の一部を助成します。

- 例)
- ・地区まちづくり計画策定に係る費用
 - ・まちづくりのための勉強会に係る費用
 - ・地区まちづくり計画パンフレット作成に係る費用 など
- ※活動内容により、助成する金額が異なります。

■ まちづくり活動に対し、情報の提供を行います。

